京都芸術大学芸術学部履修規程

2024 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第 1 条　この規程は、京都芸術大学学則（以下「学則」という。）第 10 条から第 20 条までの規定に基づき、履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業について必要な事項を定めるものとする。

（履修登録）

第 2 条　学生は、学則第 11 条第 1 項により、所定の期間内に自身の責任において履修登録を行い、授業科目が取り消された場合を除き、履修登録したすべての授業科目が成績評価の対象となることを前提として、誠実に履修する義務を負う。

2　学生が、正当な理由なく、定められた期間内に履修登録を行わない場合は、授業の受講及び単位の認定は行わず、その場合の納入された学費は返還しない。ただし、病気、事故等やむを得ない理由により、所定の期間中に履修登録できない場合は、その旨を教務窓口へ速やかに届け出るものとする。

3　履修登録期間は、学期初めの第 1 クォーターと第 3 クォーターとする。ただし、特殊な授業科目の履修登録方法は、第 8 条から第 16 条に定める。

4　次の各号に定める履修は、認められない。

（1）　同一名称の授業科目を同時に 2 つ以上履修すること

（2）　既修得科目を履修すること

（3）　在籍する学年より上位学年に配当されている授業科目を履修すること

（4）　授業日程が重複する授業科目を履修すること

5　履修登録の手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

（1）ガイダンスに参加し、当該年度に履修すべき授業科目や事前手続きが必要な授業科目について理解する。

（2）シラバスを読み、その内容を理解し、履修科目を決める。

（3）履修登録システムにより、所定の期日までに履修しようとする授業科目を登録する。

（4）抽選等により、履修登録した授業科目が取り消された場合は、必要に応じて所定の期間に追加登録を行うことができる。

（5）登録結果に間違いがないか、必ず確認し、履修登録システムにおいてエラーが表示された場合は、履修修正期間に修正を行う。

（履修者の制限）

第 3 条　授業の目的や内容及び教室の設備等により、履修者に制限を設けることがある。この場合の履修手続きは、次の各号のとおりとする。

（1）履修登録開始前にクラスを指定する授業科目

あらかじめクラスを指定する場合は、履修登録開始前に受講者を決定し、学科・センターより通知する。学生は、発表内容に基づき、履修登録を行うものとする。クラス分けのために、試験の受験

や志望理由等の書類提出を求めることがある。

（２）履修登録締切後にクラス分けを行う授業科目

当該のクラスにて履修登録を受け付け、履修登録締切後にクラス分けを行い、修正登録を行う。学生は、通学課程の学修システム「A-portal」上でクラス分けの結果を確認する。

（３）定員を定める授業科目

所定の定員を超える場合には、履修登録締切後に抽選等を行い、受講者を決定し、学科・センターより通知する。ただし、定員を定めない授業科目においても、受講者数により受講を制限することがある。抽選に外れた授業科目がある場合は、その単位分を上限として、所定の期間内に追加登録を行うことができる。

（４）　履修条件を定める授業科目

GPA の水準や、他の授業科目の修得を履修条件に含める場合は、その旨をシラバスに明記する。履修登録締切後、条件を満たしていない場合は、履修登録を取り消す。この場合、取り消された授業科目の代わりに追加登録を行うことはできない。

（履修登録の取り消し）

第 4 条　　学生の履修登録後、次の各号に定める場合は、履修登録を取り消すものとする。

（１）指定されたクラス以外の授業科目を履修登録している場合

（２）定員超過により抽選等を行い、抽選漏れとなった場合

（３）シラバスに示された受講条件を満たしていない場合

（４）授業日程が重複する科目を登録している場合

（５）実習費等の納入が必要な授業科目で、指定の期日までに費用が納入されない場合

2　前項第２号を除き、取り消された授業科目の代わりに追加登録を行うことはできないものとする。

3　第１項第４号の場合は、重複する授業科目のうち一方を取り消すものとする。

（履修修正）

第 5 条　　各クォーターの授業開始後に１週間程度の履修修正期間を設けることとし、履修修正を希望する学生は、所定の期間に自ら修正を行うものとする。

2　履修修正は、次の各号のとおりとし、追加登録は受け付けない。

（１）履修エラーが表示されている授業科目の修正

（２）学修計画の見直しによる授業科目の削除（必修科目及び「伝統文化演習 1～12」を除く。）

3　前項にかかわらず、次の各号については、追加登録を可能とする。ただし、第７条に定める履修登録単位数の上限を超えて登録することはできない。

（１）当該学期に履修すべき卒業要件必修科目の登録漏れ

（２）学則別表１に定める「教職課程に関する科目」又は「学芸員課程に関する科目」のうち、芸術教育資格支援センターが当該学期に履修が必要と認める科目

（３）「免許資格科目表」に定める幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格に係る必修科目のうち、こども芸術学科が当該学期に履修が必要と認める科目

4　夏期集中授業については、第１又は第２クォーターの履修修正期間に修正を行うものとする。

5　卒業及び進級見込み判定で不足を指摘された単位分の追加登録については、履修修正期間とは別に指定する期間に修正を行うものとする。

（履修削除）

第 6 条　　学生は、所定の期間に限り、履修削除を申請することができる。

2　履修削除は、次の各号のいずれかの理由によるものとする。

（1）病気・事故等による入院又は加療

（2）実習・介護等体験・インターンシップと授業との日程重複

（3）第 1 号及び第 2 号以外の事由により、十分な学修成果が得られないと学生本人が判断した場合

3　必修科目及び準正課科目、他大学等において履修する授業科目は、履修削除の対象外とする。

4　履修削除を申請する学生に対しては、アカデミック・アドバイザーとの面談を求めることがある。学生は、履修削除により他の授業科目の履修に必要な条件を満たさなくなる場合や、所定の期間で卒業に必要な単位を修得できなくなる場合があることを十分理解し、申請を行うものとする。

5　履修削除申請期間は、各クォーターの授業終了前に 1 週間程度設け、夏期集中授業については、別に定める。

6　履修削除した授業科目は、成績通知書に W として記録するが、成績証明書には記録しない。また、当該の単位数は、履修登録単位数の上限に含め、GPA の算出には含めない。

7　当該学期のすべての授業科目を削除した場合も、休学とはならないため、学費の返還は行わない。

（履修登録単位数の上限）

第 7 条　　学生が、自学自習時間を確保したうえで、適切に授業科目を履修できるよう、各学期に履修登録できる単位数の上限（以下「CAP」という。）を定める。

（1）2024 年度以降入学生

クォーター毎に 10 単位を上限とする。ただし、直近の GPA（学期）が 2.5 以上の者は、翌学期の上限を 12 単位とし、環境デザイン学科及びこども芸術学科は、建築士資格、幼稚園教諭免許等の修得を考慮し、次のとおりとする。

《クォーター毎の履修単位上限（単位)》

	1 年前期	直近のGPA（学期）	
		2.5以上	2.5 未満
下記以外の学科	10 単位	12 単位	10 単位
環境デザイン学科	12 単位	12 単位	10 単位
こども芸術学科	13 単位	13 単位	12 単位

（2）2024 年度以降編入生及び再入学生

入学年度前期は、クォーター毎に 12 単位を上限とする。以降の学期は、前号を準用する。

2　次の各号の授業科目は、CAP の対象外とする。

（1）「卒業研究・制作」

（2）夏期集中科目

（3）教職課程に関する科目

（４）学芸員課程に関する科目
（５）準正課科目
（６）本学在学中に他大学等において履修した授業科目
（７）e-learning 科目
3　卒業及び進級に必要な単位数が不足する場合であっても、CAP を超えて登録することはできない。

（e-learning 科目）
第 8 条　芸術教養科目のうち、「芸術史講義（日本）1～4」、「芸術史講義（アジア）1～4」、「芸術史講義（ヨーロッパ）1～4」、「芸術史講義（近現代）1～4」については、通信教育課程の学修システム「airU」を利用して e-learning による学習を行うこととし、履修登録及び単位認定の方法は、次の各号のとおりとする。
（１）e-learning 科目の開講期は、４月～６月（以下「春期」とする。）、10 月～12 月（以下「秋期」とする。）、7 月～9 月（以下「夏期」とする。）、1 月～3 月（以下「冬期」とする。）とする。
（２）春期・夏期開講科目は第１クォーター、秋期・冬期は第３クォーターの履修登録期間に、それぞれ履修登録を行う。
（３）クォーター毎の CAP には含めず、別途 CAP を設ける。春期・秋期は各１科目、夏期・冬期は各２科目を履修の上限とする。
（４）単位修得の方法は、レポート試験とする。レポート試験提出後に、講評動画を視聴しない者は、成績評価の対象外とする。
（５）単位認定学期は、春期開講科目は第２クォーター末、夏期開講科目は第３クォーター末、秋期開講科目は第４クォーター末、冬期開講科目は翌年度の第１クォーター末とする。
（６）履修可能年次は、２年次以上とし、冬期開講科目を卒業年次に履修することはできない。ただし、秋期卒業を希望する学生は、夏期開講科目を履修することはできない。
（７）単位認定学期を休学した場合は、復学後最初の学期に単位認定を行う。

（国内／海外研修プログラム）
第 9 条　国内又は海外にて研修を行うプログラムに関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。
（１）　研修プログラムは、大学が主催し、開催に応じて募集を行う。
（２）　学生は、募集説明会に参加し、所定の期間に必要な応募書類を提出するものとする。
（３）　研修プログラム参加に係る費用は、原則として自己負担とする。
（４）　単位認定は、筆記試験・レポート試験・パフォーマンス課題のいずれかにより行う。
（５）　成績評価は、「P」又は「NP」の２段階で行い、修得した単位は、自由選択科目として卒業要件に含み、GPA 算出には含まない。
2　前項各号のほか、国内又は海外にて研修を行うプログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

（キャリア・インターンシップ）
第１０条　キャリア・インターンシップに関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおり

とする。

（１）インターンシップへの参加を希望する者は、原則として研修の１か月前までに事前申請を行うものとする。

（２）必要な事前・事後学習を行った上で、40 時間以上（原則として１日８時間以内）の研修実績がある場合は、所定の審査を行い、単位を認定する。ただし、履修登録済の授業を欠席して参加するインターンシップについては、単位認定の対象外とする。

（３）成績評価は、「P」又は「NP」の２段階で行い、修得した単位は、自由選択科目として卒業要件に含み、GPA 算出には含まない。

２　前項各号のほか、キャリア・インターンシップの履修に関し必要な事項は、別に定める。

（リアルワーク・プロジェクト／ウルトラ・プロジェクト）

第１１条　　リアルワーク・プロジェクト／ウルトラ・プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

（１）プロジェクトについては、開催に応じて募集を行う。

（２）学生は、募集説明会に参加し、所定の期間に必要な応募書類を提出する。

（３）単位認定は、筆記試験、レポート試験、パフォーマンス課題のいずれかにより行う。

（４）成績評価は、「P」又は「NP」の２段階で行い、修得した単位は、自由選択科目として卒業要件に含み、GPA 算出には含まない。

（５）単位認定学期は、プロジェクト終了後の翌クォーター末とする。ただし、単位認定学期を休学した場合は、復学後最初の学期に単位認定を行う。

２　前項各号に定めるもののほか、プロジェクトの履修に関し必要な事項は、別に定める。

（他大学等における授業科目）

第１２条　　本学在学中に他大学等で履修した単位については、60 単位を上限とし、本学における卒業に必要な単位として認定する。

２　所定の要件を満たした場合は、学生が本学休学中に他大学等において履修した授業科目についても単位認定を行うことができる。ただし、休学期間中における単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

第１２条の２　本学在学中に大学コンソーシアム京都の単位互換制度を利用して履修する授業科目に関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

（１）出願受付は、前期科目、後期科目ともにそれぞれの前期初めに行う。ただし、追加募集がある科目については、後期初めの出願も行う場合がある。

（２）所定の期間に学生自らが「単位互換・京カレッジポータルサイト」から WEB 出願を行い、印刷した「出願票」を教務窓口へ提出するものとし、履修の可否については、「単位互換・京カレッジポータルサイト」を通じて結果を通知する。

（３）試験及びレポートについては、「単位互換・京カレッジポータルサイト」で案内する。

（４）修得した単位は、本学の自由選択科目として認定し、成績評定は「N」とする。当該の修得単位は卒業要件に含み、GPA 算出には含まない。

（５）単位認定の時期は、それぞれの前期末、後期末とし、夏期集中は後期末に含める。

２　前項各号に定めるもののほか、大学コンソーシアム京都の単位互換制度による履修に関し必要な事項は、別に定める。

第１２条の３　本学在学中に東北芸術工科大学との単位互換制度を利用して履修する授業科目に関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

（１）開講期は、前期又は夏期集中とし、所定の期間中に出願受付を行う。

（２）学生は、所定の期間に、必要な応募書類を教務窓口へ提出するものとする。

（３）修得した単位は、本学の自由選択科目として認定を行い、成績評定は「N」とする。当該の修得単位は卒業要件に含み、GPA 算出には含まない。

（４）単位認定の時期は、後期末とする。

２　前項各号に定めるもののほか、東北芸術工科大学との単位互換制度による履修に関し必要な事項は、別に定める。

第１２条の４　本学在学中に東北芸術工科大学との交換留学を利用して履修する授業科目に関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

（１）交換留学の期間は、３年次後期の１学期間とする。

（２）前期中に当該年度の交換留学生を募集する。

（３）学生は、所定の期間に、必要な応募書類を教務窓口へ提出するものとする。

（４）交換留学生は、学内選考及び東北芸術工科大学での選考の２段階選考を経て決定し、本人に通知する。

（５）学生は、当該年度内に「留学報告書」に必要事項を記入し提出するものとする。

（６）修得した単位は、当該授業科目の内容・水準に照らし、本学の専門科目又は自由選択科目として認定を行い、成績評定は「N」とする。当該の修得単位は卒業要件には含み、GPA 算出には含まない。ただし、授業科目の内容・水準が本学の授業科目にそぐわない場合は、認定を行わない。

２　その他、前項各号に定めるもののほか、東北芸術工科大学の交換留学の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第１２条の５　本学在学中に海外協定校との交換留学を利用して履修する授業科目に関する履修及び単位認定の方法については、次の各号のとおりとする。

（１）交換留学の期間は、２年次前期から３年次前期までの、各１学期間を原則とする。ただし、特別な事情が認められる場合は、その他の期間の留学を認めることがある。

（２）前後期ごとに国際交流プログラム説明会を実施し、翌年度の交換留学生を募集する。

（３）学生は、所定の期間に、必要な応募書類を国際交流センター窓口に提出するものとする。

（４）交換留学生は、学内選考及び協定校選考の２段階選考を経て決定し、本人に通知する。

（５）学生は、帰国後、所定の書類を添付の上、「交換留学における修得単位認定願」を速やかに提出するものとする。

（６）修得した単位は、当該授業科目の内容・水準に照らし、本学の専門科目又は自由選択科目として

認定を行い、成績評定は「N」とする。当該の修得単位は卒業要件には含み、GPA 算出には含まない。ただし、授業科目の内容・水準が本学の授業科目にそぐわない場合は、認定を行わない。

2　その他、前項各号に定めるもののほか、海外協定校との交換留学の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（副専攻）

第１３条　　副専攻に関する履修及び副専攻修了認定の方法については、次のとおりとする。

（１）芸術教養科目として、「メディア・テクノロジー副専攻」、「オルタナティヴ・アート副専攻」及び「ソーシャル・イノベーション副専攻」を開設する。

（２）各副専攻の必修科目として、「概論」、「特論１」、「特論２」、「総合演習」（各２単位）及び選択科目を開設する。ただし、「特論１」及び「特論２」を履修するには、「概論」が修得済みであること、「総合演習」を履修するには「、特論１」及び「特論２」が修得済みであることを、それぞれ要件とする。

（３）副専攻は、１年次で履修可能な「概論」を除き、２年次以上かつ直近の GPA（学期）が２.３以上の者のみ履修可能とする。ただし、副専攻の受講を希望する者は、所定の期間に副専攻受講申請を行うものとする。

（４）副専攻履修開始後、GPA（学期）が２.３を下回る場合でも、副専攻の履修は可能とする。ただし、アカデミック・アドバイザーとの面談を求めることがある。

（５）一度に履修できる副専攻は１つとする。ただし、「総合演習」を修得した者は、別の副専攻の履修を可とする。

（６）副専攻毎に、必修８単位及び選択６単位以上、計 14 単位以上を修得した者には、卒業時に「副専攻修了証明書」を交付する。

2　その他、前項各号に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（教職課程）

第１４条　　教職課程を履修しようとする学生は、２年次始めに教職課程受講申請を行うものとする。

2　教職課程の履修は、教職免許状が取得可能な学科・コースに所属する者であり、かつ１年次に「教師論」を修得済みであること、及び１年次末の教職課程履修ガイダンスに出席していることを要件とする。

3　教職課程の履修を希望する者は、所定の期日までに、必要な書類を教務窓口に提出するものとする。

4　教職課程の履修には、別途受講料を必要とする。期日までに受講料の納入がない場合は、教職課程の履修を放棄したものとみなし、教職課程に関する科目の履修登録を取り消す。

5　その他、第１項から第４項に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（学芸員課程）

第１５条　　学芸員課程を履修しようとする学生は、２年次始めに学芸員課程受講申請を行うものとする。

2　学芸員課程の履修は、１年次に「美術史１」及び「美術史２」を修得済みであることが望ましい。ただし、１年次末の学芸員課程履修ガイダンスに出席していることを要件とする。

3　学芸員課程の履修を希望する者は、所定の期日までに、必要な書類を教務窓口に提出するものとする。

4　学芸員課程の履修には、別途受講料を必要とする。期日までに受講料の納入がない場合は、学芸員課程の履修を放棄したものとみなし、学芸員課程に関する科目の履修登録を取り消す。

5　４年次の「博物館実習２」を履修するには、３年次までに学則別表１に定める「学芸員課程に関する科目」18 単位のうち 14 単位以上を修得済みであること、及び３年次後期に実施する博物館実習２ガイダンスに出席していることを要件とする。

6　その他、第１項から第５項に定めるもののほか、学芸員課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第１６条　学生が本学入学前に他大学等において修得した単位（以下「既修得単位」という。）については、各授業科目の内容・水準に照らし、本学の専門科目又は芸術教養科目として認定を行い、成績評定は「N」とする。既修得単位は卒業要件には含み、GPA 算出には含まない。ただし、授業科目の内容・水準が本学の授業科目にそぐわない場合は、認定を行わない。

2　既修得単位の認定を希望する学生は、１年次始めの所定の期間に出身大学等の成績証明書と、認定を希望する科目の内容が判る資料（シラバス、履修要項等）を添付のうえ、「既修得単位認定願」を教務窓口へ提出しなければならない。

3　既修得単位として認定できる単位は、30 単位を上限とし、第 12 条の在学中及び休学中の他大学等における学習により修得した単位と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4　既修得単位として認定された授業科目を履修登録していた場合は、履修修正期間での当該科目の削除を可能とする。

5　その他、第１項から第４項に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（授業の出席）

第１７条　学生の授業出欠等についてはは、出席管理システムで行う。

2　授業開始から 10 分までを出席、10 分経過から 30 分までを遅刻とし、それ以降は欠席とする。

3　授業終了前 30 分までの退出は、早退とする。

4　その他、第１項から第３項に定めるもののほか、芸術教育資格支援センター及びこども芸術学科においては、別に定める。

（公欠）

第１８条　次の各号の事由による授業欠席は、「公欠」として取り扱うものとする。

（１）学校保健安全法施行規則に規定された学校感染症による登校停止

（２）忌服（2 親等までの親族）

（３）裁判員制度による任務

（４）補講期間中の補講同士の重複

（５）筆記試験と補講の重複

2　前項第１号の事由により、公欠が認められる授業科目は、対面授業のみとする。

3　第１項第５号の事由により、公欠が認められる授業科目は、補講のみとし、筆記試験の公欠は認めな

い。

4　学生は、公欠となる欠席が生じた際は、所定の期間に必要書類を添付の上、「公欠届」を教務窓口へ提出するものとする。

5　公欠を受理した場合は、総授業回数の分母から公欠となった授業回数を減じる。ただし、公欠届の対象となる欠席が授業時間数の 1/3 を超える場合には、「公欠届」を提出することはできない。

6　その他、第１項から第５項に定めるもののほか、筆記試験の欠席に関しては、別に定める。

（単位修得の認定）

第１９条　　単位修得の認定は、筆記試験、レポート試験、パフォーマンス課題（作品、論文、発表等）のいずれかによるものとし、シラバスにおいて明記する。

2　当該授業科目の履修登録をしていない者は、単位認定を受ける資格がないものとする。

（不正行為）

第２０条　　試験等における不正行為については、「京都芸術大学学生懲戒規程」及び「期末試験における不正行為に関する規程」の定めるところによる。

（成績評価）

第２１条　　成績評価は、すべての授業に出席することを前提とし、出席が全授業時間数の 2/3 に満たない場合は、原則として、成績評価の対象外とする。

2　成績評価は、シラバス等にあらかじめ明示した授業科目ごとの学修目標及び到達目標を基準とする。

評定	評点	評価基準	判定	ＧＰ
S	90～100	学修目標を達成し、めざましい学修成果がみられる(outstanding)	合格	4
A	80～89	学修目標を達成し、優れた学修成果がみられる（excellent）	合格	3
B	70～79	到達目標を達成し、一定の学修成果がみられる（good）	合格	2
C	60～69	到達目標を概ね達成しているが、さらなる努力が必要である（pass）	合格	1
D	0～59	到達目標を達成していない（fail）	不合格	0
F	－	評価対象外	不合格	0
P	－	合格基準に達している（pass）	合格	対象外
NP	－	合格基準に達していない（not pass）	不合格	対象外

3　成績証明書には、合格となった授業科目のみを記載し、評定を用いる。ただし、認定科目は「N」と表示する。

4　授業科目ごとの成績評価に対し、その質を表す指標としてグレードポイント（GP）を定める。

（成績確認）

第２２条　　次の各号に掲げる場合については、学生は、成績確認を申請することができる。

（１）履修登録したが、成績評価の記載がない科目

（２）履修登録していなかったが、成績評価が記載されている科目

（３）シラバスに記載された評価基準を満たしていなかったが、合格評価（「S」「A」「B」「C」「P」）

となった科目

（４）シラバスに記載された評価基準を満たしたにも関らず、不合格評価（「D」「F」「NP」）となった科目

（５）シラバスに記載された評価基準と、実際の成績評価が異なる科目

２　成績確認は、成績開示日を含め４日以内（土日祝を除く）に「成績確認願」を教務窓口に提出するものとする。ただし、進級要件を満たさなかった者及び卒業要件を満たさなかった者については、別途文書で通知する。

（GPA の算出）

第２３条　　学修成果の質を表す指標として、次の方法で GPA（Grade Point Average）を算出する。小数点以下は、第３位を四捨五入する。

GPA 算出の計算式

$$\text{GPA} = \frac{\text{（履修科目の GP × 当該科目の単位数）の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

GPA の算出例

科目名	単位数	素点	評価	GP
百科学Ⅰ	2	92	S	4
文学	2	87	A	3
英語Ⅰ	2	81	A	3
政治学	2	71	B	2
体育実技	1	64	C	1
美術史	2	58	D	0
地域学	2	－	F	0

$$\text{GPA} = \frac{(4\times2+3\times2+3\times2+2\times2+1\times1+0\times2+0\times2)}{(2+2+2+2+1+2+2)} = 1.92$$

２　次の各号に掲げる授業科目は、GPA 算出の対象外とする。

（１）本学在学中に他大学等において履修した授業科目

（２）本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目

（３）編入学及び再入学における単位認定科目

（４）準正課科目及び正課外科目

３　成績評価が「D」、「F」、「W」となった授業科目を再度履修し、「C」以上の評価を得た場合は、成績評価を上書きする。ただし、GPA の算出に当たって、履修科目単位数の総和には含めない。

４　第１・第２クォーターの成績結果、及び夏期集中と第３・第４クォーターの成績結果を元に算出した GPA を、それぞれ「GPA（学期）」とし、「GPA（通算）」とともに、A-portal で通知する。

（成績優秀者表彰制度）

第２４条　　各学年及び卒業時において、学業成績が優秀な学生に対し、表彰を行う。

（修学指導）

第２５条　　次の各号のいずれかに該当する学生は、修学指導の対象とする。

（１）直近の GPA（学期）が 1.5 未満の学生

（２）進級及び卒業不可となった学生

2　修学指導対象の学生は、学業を改善するため、学習計画書を作成し、アカデミック・アドバイザーに提出しなければならない。成績結果や学習計画書の内容によっては、アカデミック・アドバイザーとの面談を求めることがある。

3　第１項第１号の事由により、２学期連続して修学指導の対象となった学生は、各学期成績公開後、保証人に書面にてその旨を報告する。

4　修学指導による学業改善が見られない場合は、アカデミック・アドバイザーに加え、教務部長等による面談を行う。面談において、卒業の見通しがないと判断された場合は、退学を勧告することがある。

（卒業要件）

第２６条　　１年次入学生は、４年以上本学に在学し、次の各号により 124 単位以上を修得するものとし、卒業時 GPA（通算）1.5 以上を満たさなければならない。

（１）芸術教養科目　40 単位以上

（２）専門科目　　68 単位以上

（３）前各号いずれかの科目、又は自由選択科目より 16 単位以上

2　自由選択科目は、次の各号のいずれかとする。

（１）準正課科目（第９条から第 11 条に規定する授業科目及び「国語入門 1」「国語入門 2」「数学入門 1」「数学入門 2」「数学基礎 1」「数学基礎 2」）

（２）教職課程に関する科目又は学芸員課程科目に関する科目から 12 単位を上限に算入するもの

（３）第 12 条に定める他大学等で履修した授業科目のうち、自由選択科目として認定を行うもの

3　こども芸術学科については、専門科目より 20 単位を上限として、芸術教養科目に算入できるものとする。

4　２年次編入生は、３年以上本学に在学し、編入時に認定された単位を含め、次の各号により、124 単位以上を修得するものとし、卒業時 GPA（通算）1.5 以上を満たさなければならない。

（１）芸術教養科目　24 単位以上

（２）専門科目　　58 単位以上

（３）前各号いずれかの科目、又は自由選択科目より 12 単位以上

5　３年次編入生は、２年以上本学に在学し、編入時に認定された単位を含め、次の各号により、124 単位以上を修得するものとし、卒業時 GPA（通算）1.5 以上を満たさなければならない。

（１）芸術教養科目　16 単位以上

（２）専門科目　　38 単位以上

（３）前各号いずれかの科目、又は自由選択科目より８単位以上

６　２年次転学科生は、第１項の卒業要件を適用する。ただし、専門科目については、転学科後の学科において 58 単位以上を修得しなければならない。

７　３年次転学科生は、第１項の卒業要件を適用する。ただし、専門科目については、転学科後の学科において 38 単位以上を修得しなければならない。

８　転学科及び転コース前に修得した芸術教養科目及び自由選択科目は、転学科後もそれぞれ芸術教養科目、自由選択科目に算入し、転学科前に修得した専門科目は、転学科後は「前所属専門科目」として専門科目に算入する。これらの場合のいずれにおいても、転学科及び転コース前の修得単位の評価を引き継ぎ、転学科及び転コース後の GPA（通算）に算入する。

<table>
<tr><th></th><th>芸術教養科目</th><th>専門科目</th><th>自由選択科目</th><th>計</th></tr>
<tr><td>1 年次入学生</td><td>40 単位以上</td><td>68 単位以上</td><td>・準正課科目
・教職課程に関する科目又は学芸員課程科目（12 単位を上限とする）
・他大学等で履修した授業科目</td><td>124 単位以上</td></tr>
<tr><td>2 年次転学科生</td><td rowspan="2">40 単位以上</td><td>68 単位以上
（転学科後 58 単位以上）</td><td rowspan="2">・準正課科目
・教職課程に関する科目又は学芸員課程科目（12 単位を上限とする）
・他大学等で履修した授業科目</td><td rowspan="2">124 単位以上</td></tr>
<tr><td>3 年次転学科生</td><td>68 単位以上
（転学科後 38 単位以上）</td></tr>
<tr><td>2 年次編入生</td><td>24 単位以上</td><td>58 単位以上</td><td>・30 単位一括認定
・準正課科目
・教職課程に関する科目又は学芸員課程科目（12 単位を上限とする）
・他大学等で履修した授業科目</td><td rowspan="2">124 単位以上</td></tr>
<tr><td>3 年次編入生</td><td>16 単位以上</td><td>38 単位以上</td><td>・62 単位一括認定
・準正課科目
・教職課程に関する科目又は学芸員課程科目（12 単位を上限とする）
・他大学等で履修した授業科目</td></tr>
</table>

（進級要件）

第２７条　　次の学年への進級要件は、次の各号のとおりとする。進級要件を満たさない場合は、進級不可とし、留年とする（在学期間は、休学を除く。）。

	2 年次への進級	3 年次への進級	4 年次への進級
1 年次入学生	「進級研究・制作 1」を修得済みであること。 卒業合計 28 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.3 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。	1 年次必修科目及び「進級研究・制作 2」を修得済みであること。 卒業合計 56 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.4 以上であること。 在学期間が 24 ヶ月以上あること。	2 年次必修科目及び「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.5 以上であること。 在学期間が 36 ヶ月以上あること。

2 年次編入生 2 年次転学科生		「進級研究・制作 2」を修得済みであること。 卒業合計 56 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.4 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。	2 年次必修科目及び「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.5 以上であること。 在学期間が 24 ヶ月以上あること。
3 年次編入生 3 年次転学科生			「進級研究・制作 3」を修得済みであること。 卒業合計 90 単位以上を修得済みであること。 GPA（通算）1.5 以上であること。 在学期間が 12 ヶ月以上あること。

（規程の改廃）

第２８条　この規程の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行し、2024 年度入学者から適用する。

附　則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。